

提 案 事 項

事 項	留意事項	
捕獲計画 (捕獲目標頭数、スケジュール等)	1	捕獲人数、回数等の捕獲規模を記載すること。
	2	捕獲実施(資材等準備、捕獲、個体回収、処理方法等)の手順を記載すること。
	3	捕獲個体の処理方法(埋設、運搬等)について場所、規模等について記載すること。
	4	捕獲目標頭数を記載すること。
	5	契約締結から事業完了までの事務手続き及び捕獲作業における準備、捕獲、処理に係るスケジュールについて記載すること。
	6	捕獲実施結果の評価・検証・報告書の作成
業務執行体制及び技術力	1	捕獲計画に基づき、各現場における業務ごとの人員配置体制、配置予定者氏名・役職・経歴・実績を記載すること。
	2	現場代理人配置予定者の氏名・役職・経歴・実績を記載すること。
	3	事業完了のために必要な捕獲物の確認方法(現地確認又は部位の確認、写真確認書類確認等)を記載すること。
	4	捕獲効率や安全性の向上を図るため、新技術等を活用する場合は記載すること。
業務履行の確実性	1	過去3か年の年度ごとの鳥獣捕獲事業実績 ①年度 ②発注者(県、市町村、民間企業等) ③事業費 ④捕獲事業名(許可捕獲、狩猟等) ⑤獣種・猟法別の捕獲・従事した実績 なお、実績については法人としての捕獲実績、組織的な捕獲実績(鳥獣被害対策実施隊、任意団体等)等を記載すること。
地域関係機関との関わり	1	関係機関(市町村、土地所有者、地元、地元警察署等)との連携・調整方法について記載すること。
	2	今回発注予定事業の捕獲実施区域で従来から活動していた狩猟者団体等との連携・協調方法について記載すること。
	3	提案に際して、関係機関と連絡調整を行った場合は、その状況を記載すること。
安全管理手法	1	業務全体に係る従事者に関する安全管理方法について記載すること。
	2	今回発注予定事業の捕獲実施区域周辺の住民及び登山者等に対する安全管理及び周知の方法について記載すること。
	3	万が一事故が起こった場合の対応等について記載すること。

別表第2

対象となる経費区分とその内容

経費区分	内 容
1 諸謝金	専門家等の招へいに対する諸謝金に係る経費をいう。
2 旅費	航空機、鉄道、バス、船等の運賃、日当及び宿泊に要する経費をいう。
3 備品費	単価5万円以上で、反復利用に耐えうる物品や機器の購入等に要する経費をいう。
4 資材購入費	事業を実施する上で必要な資材購入等に要する経費（直接施工が困難な場合の必要最低限の工事請負費を含む。）をいう。
5 消耗品費	単価5万円未満の物品や機器であって、主に消耗される物品の購入等に要する経費をいう。
6 印刷製本費	資料等の印刷、製本、写真焼き付け、図面焼き増し等に要する経費をいう。
7 通信運搬費	郵便料、電話料、配送業務、その他通信運搬に要する経費をいう。
8 借料及び損料	車両、会場、機器類等の使用賃借、光熱水費、借入金の金利支払い等に要する経費をいう。
9 会議費	会議、作業等の際の茶菓子、弁当の提供に要する経費をいう。
10 賃金	雇用者に対する賃金支払いに要する経費をいう。
11 雑役務費	手数料、捕獲等の実施等、役務の対価として支払う経費をいう。
12 保険料	捕獲等に従事する者の保険料をいう。
13 その他	その他必要な経費で知事が承認した経費をいう。

別表第3

審 査 基 準

評価内容		審査の観点
評価項目	配点	
捕獲目標頭数、スケジュール	15	捕獲目標頭数は指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の目標に資する頭数となっているか。
		捕獲目標頭数は、捕獲計画や体制を考慮して、達成可能な頭数か。
		契約締結から事業完了や、捕獲作業のスケジュールに無理はないか。
業務執行体制及び技術力	20	事業の円滑な遂行のために必要な捕獲者やその他従事者の体制が確保されているか。
		効率的な捕獲、事業の効果・検証に必要な知識や技術を有しているか。
業務履行の確実性	20	過去の捕獲実績から提案された手法の実現性が高いか。 提案された手法は、地域関係機関との関わりや、捕獲実施区域の地形・捕獲状況等に関する知見から判断して実現性は高いか。
地域関係機関との関わり	20	事業遂行上、必要な関係機関との連携・調整方法は適切か。
		事業遂行上、従来から活動していた狩猟者団体等との連携・調整方法は適切か。
安全管理手法	15	業務全般の安全管理の手法や住民、登山者等への周知方法は適切か。 事故が起こった際の対応については適切か。
費用の妥当性	4	見積額は、委託上限額の範囲内か。 算定根拠は明確に示され、妥当な内容になっているか。
事業者取組に関する事項	6	①熊本県ブライト企業の認定を受けていること ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があること ③事業活動温暖化計画書 制度 の 対象事業者義務及び任意 、エコアクション 21 、RE100 、再エネ 100 宣言 RE Action のいずれかの認証等を受けていること ※再エネ100 宣言 REAction の参加については、6(2)評価基準日の前月までを対象とする。 ④森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があること ⑤熊本県SDGs登録制度に登録していること ⑥「パートナーシップ構築宣言」の登録
合計	100	